

■ 今後の評価の在り方について

1 行政改革推進委員会の審議内容

平成30年度において、見直し期限3年目を迎える補助金等の評価

2 評価対象の補助金等について

区分	補助金等の種類	備考
見直しの対象の補助金等	2 2 1	3年以内にすべてを見直す必要がある。
	6 8	平成29年度評価対象補助金等
	6 3	平成30年度評価対象補助金等
見直しの対象外の補助金等	7 8	
債務負担行為の補助金等	1 1	例) 農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金等	4 9	例) 使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金等	5	例) 特別災害復旧補助金等
特別会計の補助金等	1 3	例) 人間ドック補助金等
合計	2 9 9	

3 評価方法

「ヒアリングによる評価」と「書類審査による評価」の2つの方法で補助金等評価を行う。

(1) 「ヒアリング」を行う補助金等

- ア まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略に掲げる事業以外のもの
- イ 今年度初めて評価を受けるもの
- ウ 更なる改革・改善を進めるべきもの

- ① 前回の外部評価結果の視点別評価（「公益性」「必要性」「有効性」「適格性及び妥当性」）が一つでも低いと評価された補助金等
- ② 前回の外部評価結果の今後の改革の方向性において、「見直しの上で継続：拡大、他の補助金と統合、補助内容の改善、移管、縮小」、「休止」、「廃止」と評価された補助金等で、かつ、まとめ欄に指摘事項がある補助金等
- ③ 前回の外部評価結果の今後の改革の方向性において、「現状のまま継続」と評価された補助金等で、まとめ欄の指摘事項に対して、改革・改善を行っていない補助金等

※ ただし、前回評価を受け、委員から出された様々な意見や指摘以外にも、積極的な事務改善や業務見直しに取り組んでいる補助金は、改革・改善を行っている補助金と判断する。

- エ その他、行政改革推進委員会が必要と認めるもの

(2) 「書類審査」を行う補助金等

上記以外の補助金等

4 内部評価の基準

内部評価については、これまで同様、「A＝合致」、「B＝概ね合致」、「C＝合致しない」で評価する。

要件	項 目	評価
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	
必要性	特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。	
	社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	
適格性及び 妥当性	補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	
	補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	
	補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、 るなど かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。 A：自助努力あり かつ 半永続的・固定的でない B：自助努力あり かつ 半永続的・固定的である B：自助努力なし かつ 半永続的・固定的でない C：自助努力なし かつ 半永続的・固定的である	
	当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	
	特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	
	補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	